

(抜粋翻訳)

映像メディアにおける動物の安全使用のためのガイドライン

アメリカ人道協会：映画・TV部

~ Guidelines for the Safe Use of Animals in Filmed Media ~

American Humane Association Film & TV Unit

目次

1940年以来、受け継がれてきた動物保護	3
基本原則	4
定義	4
映像制作者のチェックリスト	5
問題解決及び広報活動（PR）に関するチェックリスト	7
第1章 一般的指導要綱	9
第2章 獣医医療に関する指導要綱	15
第3章 制作会社、出演者、制作班（クルー）用の指導要綱	17
第4章 衣装、メイクアップ、小道具、仕掛け装置	19
第5章 撮影現場及びセットの安全性	21
第6章 特殊効果	27
第7章 スタント（曲芸）	33
第8章 種特異的指導要綱	35
犬	35
猫	39
鳥類	41
魚類	43
昆虫とクモ形類	47
馬と家畜動物	49
外来の動物	65
霊長類	67
爬虫類	73
両生類	75
野生動物	77
2005年度版ガイドライン制作協力	79

映像メディアにおける動物の安全使用のための基本原則

- A H A ガイドラインは、映画・テレビ番組制作業界が演技動物に与えるべき高水準の配慮について規定し、業界はそれらに任意で同意するものとする。ガイドラインの基準は、どの州の動物虐待防止法よりも包括的で思いやりのあるものである。
- A H A ガイドラインは、映像制作に用いられる全ての動物に適用され、撮影する動物の注意を引くためにバックグラウンドやオフ・カメラに用いる動物も含まれる。
- 動物は、小道具ではない。
- 動物を映画制作のために死亡させたり、傷つけたりしてはならない。
- A H A は、演技を引き出すために動物を非人道的に取り扱うことを認めない。
- 必要な獣医医療のために許可されていても、全身麻酔や鎮静剤の使用は危険性の高い処置であるために、映像制作というだけの目的でそれらを用いることを禁じる。
- ストーリー作りにおける制作者のニーズは、A H A との協力とガイドラインの順守により人道的に実現される。
- A H A の基準を満たしたドキュメンタリー用の映像やストック・フッター（資料フィルム）とは、動物への実害を描写するシーンのないものである。ニュース場面用のノン・フィクション映像についても同様である。
- A H A の基準を満たしたリアリティ番組や台本なしの芸能作品とは、生きた動物への実害を露わにしたシーンのないものに限られる。
- A H A とその認定動物安全監視員（A H A 監視員）は、関連する全ての動物虐待防止法を執行する。

A H A との協働のためのプロデューサー用チェックリスト

制作準備の初期に、動物をプロジェクトに使用する旨をA H A に届け出なければならない。A H A との時宜を得た協力関係は、制作会社が安全で人道的かつ効果的に動物を使用するための支援となる。A H A は、映像制作中に制作会社と率直で協力的な関係を維持することで、一般人やメディアからの問い合わせに有効に対応することができる。A H A はまた、作品の販売や放送時のマーケティングや宣伝効果においても有用である。

撮影準備及び撮影におけるチェックリスト

- 動物の責任ある使用を正確に記録するために、以下の情報を提供すること。
 - 台本一冊（撮影準備の初期に）と動物のアクションに関する編集全て
 - アニマル・ハンドラー（調教師・飼育員）と獣医の氏名（決定次第）
 - 撮影現場またはセットの種類及び遭遇する環境条件について（決定次第）
 - 進行予定表（コール・シート）、制作班（クルー）リスト、台本の変更（動物のアクションの分析や適切なA H A の人材派遣のために、撮影期間を通じて迅速に）
- 連邦、州政府、地方行政の動物の使用に関する全ての法律、規則、条例についての知識を得て、それらに従うこと。国外での撮影の際は、輸出入及び現地で対象とする動物種に関する

法律について早めに情報を入手することが重要である。それらの情報は、動物飼育員から得ることができるはずである。そうでない場合は、A H Aの協力を得ることも可能である。

- 多くの展示（映画を含む）動物には連邦動物保護法（AWA）が適用され、AWAは展示業者に農務省（USDA）と州が発行する許可証の取得を義務付けている。映画業界を専門とする飼育員は、それらの許可証をすでに取得していること。
- どのように飼養や演技が行われたかなど、動物に関するA H Aの記録（写真、受領書、医療記録、その他の適切な書類を含む）に協力すること。
- 動物のしつけや合図の方法、安全対策、誤解や懸念の恐れのある動物行動について、出演者や制作班に実演をして説明をすること。
- 動物のシーンに関する安全会議にはA H Aを招くこと。
- 動物と共演する役者は、あらかじめ使用する動物種に関する十分な指導と経験の蓄積があること。
- 飼育責任者、獣医、動物に影響を及ぼす作業を行う制作班（小道具担当、花火製造担当、スタント担当、メイクアップ担当のクルー）に次のことを伝えること。
 - **あなたの配慮**：あなたが演技動物の人道的なケアに専心していることをクルーに伝えること。それは通常、ほとんどのプロダクションが理解していることだが、プロデューサーまたは監督による具体的な指示はとても重要である。
 - **A H Aの「危害を受けた動物は一切いません」というエンド・クレジットの免責文言**と、好意的な映画格付けまたは批評を獲得したいという意向を示すこと。そうすることで、A H Aとの協力と、動物の行動に関する時宜を得た正確な情報の提供を、飼育責任者に呼びかけることができる。
 - **A H Aによる現場監督**：多くの場合、A H Aが撮影現場にいることを伝えるだけで、動物には十分に配慮しなければならないことを制作班に示すことができる。撮影所の適切な箇所に掲示を掲げること。
- 制作班を教育して事故防止を行うこと。次の関係者全員にA H Aガイドラインを与えること。
 - 動物飼育員と獣医
 - 出演者と動物に影響を及ぼす作業を行う制作班（助監督、小道具、メイクアップ、衣装、特殊効果、花火製造などが含まれる）
- 動物のアクション、動物が演技を行う環境、動物の撮影日時に関する正確な情報を動物飼育員に提供すること。
- 子どもの役者が動物の近辺にいる場合には、動物に関する安全会議にスタジオ先生（Studio Teachers）を招くこと。

問題解決及びPRに関するチェックリスト

- 制作準備及び撮影期間：動物種あるいはスタントに関する潜在的な公共認識の問題について動物飼育員またはA H Aと協議すること。
- 制作準備及び撮影期間：動物の緊急時の対応を調整するため、制作責任者及び広報担当者の氏名と連絡先（緊急連絡先を含む）をA H Aに提示すること。

- 撮影期間：制作班にA H A 監視員に質問するように勧めること。これにより、あなたが動物の安全と健康を確保するためにA H A ガイドラインを順守していることを制作班に確信させることができる。
- 撮影時：内密の問い合わせや懸案事項のためのA H A 24時間動物安全ホットラインの番号を出演者及び制作班に提示すること。
- 撮影後の編集、宣伝、販売期間：質問に答えることができるよう備えるために、電子宣伝資料（プレスキット）及び動物のアクションに関するその他の宣伝情報をA H A に提供すること。

第1章 一般的指導要綱

撮影を始める前に

- 1-2 プロダクションに関する勧告：制作会社は、使用する動物種及びセット手順に精通したアニマル・ハンドラー（動物飼育員・調教師）に限って利用すること。アニマル・ハンドラーは、U S D A や州などしかるべき機関が発行する所有、展示、動物の公開に関する許可証と、有効な健康診断書を所持する者であること。注：A H A は、個人のペットを撮影現場に持ち込まないよう勧める。この勧告は、エキストラ、制作班、出演者、見学者などセット内の全ての者に適用する。
- 1-3 A H A スタッフ、動物飼育員、制作会社スタッフ、獣医（適切な場合）は、準備段階、リハーサル、撮影中の動物のケアと管理について話し合い協力しなければならない。変更した場合は、直ちに上記の関係者全員に知らせなければならない。
- 1-4 全ての動物は、安全で人道的かつ適用法令に従って搬送されなくてはならない。特定の状況においては、U S D A の搬送基準が適用され、A H A の職員によって執行される。
- 1-6 いかなる場合でも、動物を危険または不愉快な状態のまま放置してはならない。
- 1-8 労働に適した状態にある動物に限って使用すること。体重不足（痩せすぎ）、体重超過（太りすぎ）、あるいは目的の演技をするにあたって適切な健康状態にないものを使ってはならない。A H A は、動物の適正を決定する権限を持っている。
- 1-9 動物は、目的の演技を行うために前もって訓練と準備を受けなければならない。
- 1-10 動物に回復不能な危害を与えたり、身体的特徴に永久的な変化をきたしたりするようなことをしてはならない。
- 1-11 現場への移動後は、撮影を始める前に、動物に十分な休息と順応のための期間を与えなければならない。

動物の飼養舎について

- 1-12 異なる施設または場所から来た動物は、病気の発生や蔓延を防止するような方法で収容しなければならない。
- 1-13 異なる施設または場所から来た動物を同じ宿舎に収容する際には、相性の問題によるストレスや怪我を防ぐために、監視の下で順応と引き合わせを行わなければならない。

- 1-14 全ての動物は、収容施設に保護され、それぞれの種に適した人道的なケアが与えられなければならない。A H Aは、動物を収容保護するための施設が以下の条件にあるかどうかを確認する。
- 怪我の原因となる鋭い物や刃物などがないかどうか
 - 動物の健康や快適さのために温度調節ができるかどうか
 - 換気がよいかどうか
 - ストレスを最小限に抑える場所にあるかどうか
 - 清潔な状態に保たれているかどうか
 - 脱走防止のための構造かどうか（特定の状況では、U S D Aの移動展示業者用の仮設住宅に関する基準を適用する）
- 1-15 制作者、出演者、制作班、動物飼育員は、全ての動物に十分な水分と日陰を与え、暑さ、寒さ、雨、雪、その他現場の天候から動物を保護しなくてはならない。

撮影時に関して

- 1-21 A H Aは、特異的あるいは不慮の状況が生じた際には、ガイドラインとは異なる現地判断を余儀なくされることを認識している。A H A監視員は、動物の安全と健康のために判断を行う。
- 1-22 A H Aは、動物の使用を正確に記録するために動物の全撮影に立ち会わなければならない。制作会社は撮影時、A H A監視員が全ての動物のアクションを監視できるように適切な配置を提供すること。特定の状況では、モニターへのアクセスも許可すること。
- 1-27 極端な天候の予報がある時には、A H A監視員は環境状況を注意深く観察する。特定の状況では、A H Aは制作会社と動物飼育員に動物を保護するための措置を講じるよう指示し、セットから動物の退去を要求することもある。
- 1-28 動物同士の争いがあるてはならない。制作会社は、攻撃的な動物を隔離または撮影現場から退去させなくてはならない。
- 1-29 撮影日には、A H A監視員によって判断される十分な運動と休息を動物に与えなければならない。
- 1-30 動物のニーズは、それぞれの種、年齢、健康状態などを考慮して、個別に対応しなければならない。演技達成に要する努力（激しい活動）、地形、風土、天候などは健康状態を左右する。A H A監視員及び動物飼育員は、動物の安静時呼吸数を観察する。動物が倦怠やストレスを感じた際には、撮影を進める前に休息時間を与えなければならない。
- 1-31 動物がセットにいる際には、制作会社は迅速に撮影を行うこと。事故や問題行動は、動物が撮影開始を待ち疲れたときに多く発生している。
- 1-32 全ての動物に、撮影に要した時間またはそれ以上の休息時間を与えること。
- 1-33 動物を興奮させたり、冷やしたり、いかなる危険にさらしてもならない。A H A監視員は、連邦、州政府、地方行政の動物保護法に対する違反がないかどうか、動物のアクションを注意深く観察する。動物保護法は「動物を乱用したり、追い詰めたり、過剰な負担をかけたり、害悪を与えたり・・・してはならない」と規定している。制作会社及びA H A監視員は、いかなる違反も現地の法執行機関に届け出なければならない。
- 1-34 怪我や病気をしていないかどうか、毎日、動物を検査すること。

- 1-35 貧弱（不自由）あるいは病気の動物は、状況が改善するまで使用してはならない。機能的制限（無痛性）や目に見える障害のある動物は、獣医による診断を受けて撮影に使用しても痛みやストレスを与えないと判断されたものだけに限り使用できる。それを証明する文書をA H Aに提出すること。
- 1-38 首輪、リード、口輪、ムチなど調教や合図のための道具は、A H A監視員の監督の下で安全かつ人道的に使用されなければならない。
- 1-39 A H Aは、電気ショックを与える道具（ショック首輪やショック棒など）を人道的な道具と見なさず、それらの使用を許可しない。しかし、とりわけ遠隔地での家畜動物の使用など、遠隔操作の道具を使うことにより動物の安全性が高められるときには、事前にA H Aから道具及びその使用に関する許可を受けなければならない。
- 1-41 動物のリアクションシーンの撮影には、音または視覚的な刺激に限って使用すること。最小限の音または視覚的な刺激を用いること。
- 1-42 動物の争い（闘犬、闘牛、闘鶏など）、ハンティング、フィッシング、動物の死亡などを描写するシーンは全てシミュレーションであること。口輪の使用した実際の争いは、シミュレーションとは見なされない。制作者は、攻撃的な動物を隔離または撮影現場から退去させなくてはならない。

第2章 獣医医療に関する指導要綱

- 2-1 メディア映像に使用する動物は全て、種の基準に従って予防接種を受けなければならない。要求に応じて、その証明書をA H Aに提出しなければならない。
- 2-2 獣医による診断について
- 撮影のための獣医は、使用する動物種に関する知識と経験がなくてはならない（外来種専門、鳥類専門、家畜専門など）。
 - 異なる種の動物を使用する際には、それぞれの種に適した方法で適切なケアを行うために複数の獣医を必要とすることがある。
 - 獣医は、緊急時に対応できる距離にあること。
 - ロケーション撮影において、地元の獣医が緊急時に迅速に対応できる距離（一時間以内）にいない場合は、獣医をセットに配属すること。
 - 獣医は、危険なスタント、特殊効果、広域のランニング、大多数の動物を扱うシーンのリハーサルや撮影の際には、必ず立ち会わなければならない。
 - 動物が異なるロケーションや撮影班のセットで使用される際には、獣医を追加しなくてはならないこともある。
- 2-3 怪我、病気、死亡、虐待疑惑を伴う緊急時に対応するために、以下を考慮すること。
- 地元の法執行機関及びA H A事務局に情報を迅速に伝えるための通信システムの構築
 - 獣医が動物を保管、拘束、診察するための施設
 - 遠隔地やアクセスが困難な所にある撮影現場から病気や負傷した動物を避難させるための搬送の手配
 - 怪我または病気に苦しむ動物に対して、人道的な鎮痛あるいは安楽死を施す能力

- 2-4 動物が怪我、病気、または行動不能となった場合には、直ちに医療的ケアを施すこと。そのような動物は、状態が改善したことを獣医が判断するまで働かせてはならない。獣医医療が必要な場合は、獣医は怪我の程度を判定して、AHAに報告すること。AHA監視員は、動物に同行して獣医まで行き、診断が終わるまで付き添うこともある。
- 2-5 映像制作期間に、死亡や結果的に安楽死措置となった怪我が発生した場合は、動物（死体）を剖検し、その結果をAHAに提出しなければならない。
- 2-6 映像制作の目的で、麻酔、鎮静剤、下剤などの薬物を動物に使用してはならない。特定の状況の下で、AHA及び獣医から事前の許可がある場合には、非ステロイド系抗炎症薬の使用が認められることもある。
- 2-7 妊娠中の動物を過激なアクションシーンに使用してはならない。
- 2-9 病気の動物は、セット内の他の動物から隔離すること。そのような動物は、労働を許可されない。可能であれば、そのような動物をセットから退去させること。

第3章 制作会社、出演者、制作班（クルー）用の指導要綱

- 3-1 セットでは寡黙に：動物飼育員の判断により、動物のスタントやアクション中、あるいは野生動物や外来種の撮影時には、関係者以外はセットから退出しなければならないこともある。
- 3-2 動物飼育員やAHA監視員が危険または動物のためにならないと考える場合、出演者や制作班は撮影中でない動物に触れたり、遊んだりしてはならない。
- 3-3 動物の集中力と安全のために、出演者と制作班は気を散らす動作、音、におい（食品や香水など）を控えること。ケータリング（出前）を動物のアクションから遠ざけなければならないこともある。
- 3-5 いかなる時と場合にも、適切な換気や温度調整のない車内やトレーラー内に動物を放置してはならない。不適切につないだり、置き去りにしたりしてはならない。

第4章 衣装、メイクアップ、小道具、仕掛け装置

- 4-1 撮影の前にAHAが衣装や小道具を検査することができるようにすること。衣装を着たり、小道具を使ったりできるように動物の調整と訓練を十分に行うこと。衣装や小道具は、ゆったりとした身動きがしやすいものであること。呼吸を妨げたり、興奮状態を引き起こしたりするようなことがあってはならない。緊急時に取り外しのしやすいものであること。
- 4-2 スタントに使用する道具（拍車、サーベル、刀、有刺鉄線、フェンスなど）は全て、ゴムやバルサ材など無害な材料で作られたものでなければならない。
- 4-3 動物飼育員、資材施設専門家、AHAによる判定または許可に従い、動物の仕掛け装置や装備は全て、良好状態であり、動物の体型、体重、大きさに適したものであること。
- 4-4 固定用具（タイダウン）や足かせは、それらを着用するための適切な訓練を受けた動物以外には使用してはならない。撮影ショットに必要な時間以上、動物を縛ってはならない。

- 4-5 動物に使用する色素、染料、メイクアップ、粘着剤は、毒性のないものであることと、動物飼育員及びAHAから撮影前に許可を得たものでなければならない。それらの製品を塗る際には、通気性のよい場所で行うこと。毒性のない製品であっても、動物に使用した場合には、激しい副作用（拒否反応）を起こすことがある。アレルギー反応を防ぐために、撮影24時間以上前に製品のスポット試験を行うこと。
- 4-6 粘着剤の使用前に、安全で無痛の除去の仕方について検討すること。

第5章 撮影現場及びセットの安全性

- 5-1 AHA監視員及び動物飼育員は毎日、リハーサルや撮影前に、動物や共演者に怪我をさせる可能性のある危険物、障害物、環境条件を確認するために撮影所の点検を行う。
- 5-2 制作会社及び動物飼育員は、動物にとって有毒な地元の植物についてよく理解しておくこと。
- 5-3 撮影現場、セット、動物の移動用通路には安全な足場を設けること。
- 動物の乗せ降ろしのために、容易にアクセスできる場所を設けること
 - スタジオ内のステージで動物を使用する際には、必要に応じて動物がアクションを行う箇所に滑り止めマットを置くこと。
 - 野外撮影の際には、枕木、穴、枝、小石など足をすくうものや滑りやすい箇所を確認すること。
 - 深い泥、沼地、流砂は避けなければならない。
 - シーンで行き来する際に、動物の顔面や体に当たる障害物は取り除くこと。釘、木片、ワイヤーなどの破片は整理するなど動物にとって安全であること。
 - 流れの遅いまたは溜まり水、腐敗臭、毒物など汚染物質に動物をさらしてはならない。
 - プラットフォームは動物を支えるのに十分な大きさと強度であり、動物が使用する前に試すこと。

第6章 特殊効果

- 6-1 全ての動物は、特殊効果（爆破、銃撃音、花火など）に対応できる状態にしなければならない。

水による効果

- 6-2 過激で迫力のある降雨シミュレーションに動物をさらしてはならない。その効果を創り出すために使用される水圧や送風機のを、常に監視すること。
- 6-3 降雨シミュレーションの際には、ゴム製マットや滑りにくい素材または表面を用意すること。

雪による効果

- 6-4 プラスティック片、フロック加工、合成繊維、石こう、塩、シェービングクリームなどの使用は、動物に危害を加える可能性がある。雪片を吹くために扇風機を使用すること

は、より危険である。制作会社は、それらの特殊効果の下で動物を使用する際には、事前にA H Aに指導を求めること。

6-5 動物が資材を食べてしまわないように、監視すること。

スチームによる効果

6-6 動物を使用する所では、閉め切ってスチームや圧力機を使用してはならない。

煙・ダストによる効果

6-7 二酸化炭素（ドライアイス）や人工煙を使った特殊効果は、特定の動物種にとって有害である。煙の効果は、A H Aから事前に許可されている場合に限って行うことができる。最低濃度で使用し、動物にはセットから離れた所で十分な休息時間を与えること。

6-8 次の製品は動物の近辺で使用してはならない。塩素化合物、エチレン・グリコール、ジエチレン・グリコール、鉱油、炭化水素（石油蒸留物を含む）、ヘキサクロロエタン、シクロヘキシルアミン、ディーゼル燃料、Blitz Foggers、Spectrasmoke、ナフタレン、四塩化チタン、灯油、燃焼タイヤまたはゴム、液体窒素など

6-9 フラー土は、発がん性物質であるシリカを含む。使用する際には、O S H Aなどの機関は空気を監視することを義務付けている。つぶした胡桃の殻やその他空気中の破片や粒子は、動物が吸い込んで呼吸困難を引き起こす可能性がある。

火・花火による効果

6-10 動物を伴うシーンで火による効果を用いる場合は、火を管理することと、動物を事前に火に対応できる状態にしておくこと。

6-12 動物を伴うシーンでは、空気大砲による爆発を行ってはならない。

6-13 動物を伴うシーンでキャンプファイヤーなどのたき火をする際には、動物飼育員とA H A監視員が動物にとって安全な距離を判定する。

6-14 抑制のない動物をたき火に近づけてはならない。動物を火のそばに離れられないような方法で固定してはならない。

6-15 消火器（CO2安全機器を除く）を動物の近辺で使用してはならない。

薬品による効果

6-16 薬品による効果は、動物がいるときには避けるようにすること。泥、流砂、泡、煙、発光塗料、自然発火などを創るための材料の多くは、動物にとって有害である。リン、ガソリン、硝酸銀、パーミキュライト、フラー土、硫黄などの薬品を使用する際には、A H Aから事前の許可が必要である。

武器、爆発、花火による効果

6-18 A H Aは、レプリカまたはゴム製銃をできる限り使用すること。

6-19 銃や爆破装置を動物に真向けてはならない。

6-20 爆発や銃撃の付近で使用する動物にはあらかじめ人道的な訓練を施して、それらに対応できる状態にしておくこと。

- 6-2 1 動物の付近で爆発や銃撃を行うシーンは、安全会議で検討しなくてはならない。
- 6-2 2 近距離での爆発や銃撃は、動物の大けがや死亡の原因となる。爆発や銃撃の周りには安全といえる距離はない。目の怪我や粉末焼成の危険性がある。
- 6-2 4 ショットガン類は、動物から25フィート以上のところで使用すること。
- 6-2 6 動物の付近で弾薬を使用する際には、4分の1の量で行うこと。
- 6-2 7 動物の近辺で射撃や爆発など大きな音をたてるときは、コットンやその他緩衝（バッファリング）器具を動物の耳に取り付けること。動物をそれらの器具の装着に対応できるような状態にしておくこと。アクションが終わったら、それらを耳から取り除くこと。
- 6-2 8 動物が危険にさらされたり、粉末焼成したりするような距離で発砲や爆発を行ってはならない。
- 6-2 9 撮影ショットが終わるたびに、動物が落ち着いているかどうか確認を行うこと。ショットの数は制限すること。
- 6-3 2 ナフタレン爆弾は動物がいるところでの使用を禁止する。

その他の特殊効果

- 6-4 0 大型送風機の付近で動物を使用する際には、AHA監視員が監督を行う。送風機は破片を巻き上げて、動物に怪我をさせたり、呼吸器疾患を引き起こしたりすることがある。
- 6-4 1 シミュレーションまたは実際の砂嵐、猛吹雪、雨を扱うシーンでは、動物の目、鼻、口などを保護する措置を講じること。
- 6-4 2 泡だて器に使用する液体合成洗剤は、動物に有害であることもある。

第7章 スタント

- 7-1 スタントのために、動物に適切な調教、調整、準備をすること。
- 7-2 激しいアクションについては、撮影前の安全会議で検討を行い、安全代替案を準備しておくこと。危険性がある激しい活動や気温が摂氏26度（華氏80度）を超える場合のスタントには、使用する動物に詳しい獣医を立ち合わせる。
- 7-4 激しいアクション（追い回す、走るなど）は、動物が過重労働とならないように、段階的に行うこと。とりわけ湿度がある状態で、気温が摂氏26度を超えるときには、配慮すること。それには、次のような方法があげられる。
 - シーンの撮影を気温の比較的低い早朝や夕方に行う
 - リハーサル数を制限する
 - 撮影ショットの合間に十分な休息時間を与える
 - 予備の動物を十分に配置して交代で演技を行うようにする
 - 撮影現場に十分な氷や水を用意して、馬や家畜動物を冷やす
 - 複数の動物飼育員を配置して、動物を冷やすようにする
- 7-5 環境条件（気温、地形、湿度など）は動物の安全に影響するので、動物飼育員、獣医、AHA監視員は、暑さによるストレスやその他のリスクを監督すること。

- 7-6 動物飼育員及び獣医は、動物の体温を測る必要が生じた時のために、セットでは直腸体温計を用意すること。動物の体温が正常より高い場合には、その動物の使用を中止して、24時間以上の休息を与え、獣医から許可された場合のみ使用を再開できる。
- 7-7 妊娠中あるいは泌乳期の馬または家畜動物、2歳以下の馬または家畜動物をスタントや激しい行動に参加させてはならない。
- 7-8 **ワイヤーや罠の使用を禁ずる。**
- 7-10 **実際に動物に焼き印を入れてはならない。シミュレーションのみ許可される。**
- 7-11 ピックアップトラックの後ろなど解放されたところに動物を乗せる場合には、安全引き具やつなぎ綱などで固定することが望ましい。動物を固定する場合、車のスピードは40キロ以下であること。固定しない場合には、AHAから事前の許可を得ていることと、車のスピードは15キロ以下であること。

第8章 種特異的指導要綱

馬と家畜動物用の指導要綱

AHAによる台本の検討において激しいアクションがあると思われた場合は、動物を傷つける危険を最小限に抑えるためにコンピュータ生成画像（CGI）、アニメトロニクス、模型の使用を強く要請する。

先に記述された全ての指導要綱に加えて、以下は全ての馬及び家畜動物に適用される指導要綱である。

飼育舎と一般的配慮（ケア）

- 8-52 異なる群れや地域からの馬や家畜動物を分けて収容するために、十分な家畜小屋あるいは囲いを設置すること。それらの施設は、動物の到着前に完備すること。
- 8-53 パネル（羽目板）製の囲いに馬を収容したり、その中で撮影したりする際には、馬にとって安全なパネルを用いること。馬が足、頭、首などを出さないように、パネルは隙間なくつなぐこと。鋭角や尖ったところがないようにし、ボルトなどの連結器具は囲いの外または動物の届かないところに取り付けること。
- 8-54 馬や家畜動物を収容する際には、動物の年齢や慣れ親しんでいる環境に配慮すること。
- 8-55 暑さの厳しい期間は、馬や家畜動物に十分な日陰を与えること。
- 8-56 馬や家畜動物に清潔な飲料水を十分に与えること。
- 8-58 馬や家畜動物の食事は、常用飼料、気候の変化、労働条件などの要素を考慮して決めること。
- 8-67 撮影に使用する馬や家畜動物はあらゆる状況においても常に、落ち着いた状態で、行儀よく、コントロールできる状態であること。群衆の周囲、狭い構造物の中、他の動物との至近距離に立たされることなどにうまく対応できるように適切な調教がされていること。

8-69 「群れ」の撮影を伴うシーンでは、調教されていない動物を使用してもよい。しかし、既存の群れであること、群れの慣れ親しんだ環境において、顔なじみの人によって誘導されること。

馬と家畜動物のスタント

8-89 馬や家畜動物を横たえさせる際は、制作会社は小石や破片などを取り除いて地面をならすこと。泥炭や砂などを使用するか、土地を耕すなどして、地面を柔らかくすること。

AHAウェブサイト

<http://www.americanhumane.org/site/PageServer>

AHAガイドライン・ダウンロード

http://www.americanhumane.org/site/DocServer/LA_Guidelines_Web2.pdf?docID=1821